

地域で支える成年後見制度

～市民後見を中心に～

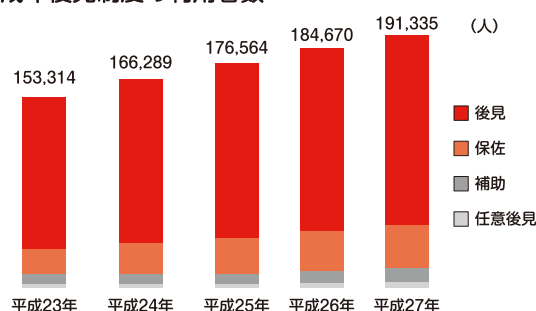
1. 成年後見人制度の利用状況

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない本人について、その権利を守る援助者(成年後見人等)を選び、本人を法的に支援する制度です。

高齢者人口の増加に伴って、成年後見人制度の利用数は年々増加しています。

※グラフは各年の12月末日時点の利用者数です。

成年後見制度の利用者数



2. 市民後見人とは?

市民後見人は、市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方です。

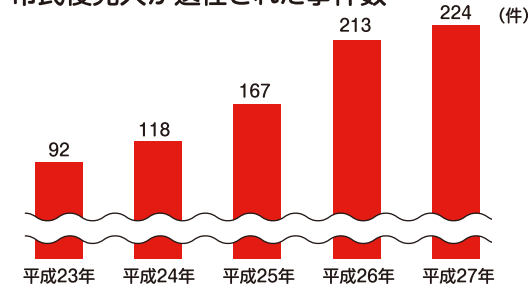
市民後見人には、例えば、後見人となる親族がいないような場合でも、身近な存在として、本人の意思をより丁寧に把握しながら後見等事務を進められる強みがあります。

市民後見人の選任状況

家庭裁判所が市民後見人を選任した件数は、年々増加しています。

成年後見制度の利用者数は増加傾向にあり、市民後見人に期待される役割はますます大きくなるといえます。

市民後見人が選任された事件数



家庭裁判所の取組

家庭裁判所は、研修会へ講師を派遣したり意見交換会等を実施するなどして、司法機関としての中立公平性に配慮しつつ、地方自治体等との連携に努めています。

成年後見制度については詳しく知りたい方は、裁判所のウェブサイト内の「後見ポータルサイト」(<http://www.courts.go.jp/koukenp/>)をご覧ください。

問合せ先 名古屋家庭裁判所 後見センター ☎(223)2015

公共施設予約システムをご利用ください

お手持ちのパソコンやスマートフォンなどから、簡単に町内の公共施設の空き状況確認や予約申請ができます。ぜひご利用ください。

なお、予約申込には事前に窓口での利用者登録が必要です。詳しくは、お問合せください。

問合せ先 役場 企画課 内線126

公民館内 社会教育課 ☎(443)2671

スポーツセンター ☎(443)7077



1月の公民館ロビー展示

年賀状展

4日(水)～15日(日)

●きり絵ゆうゆうクラブ

書き初め大会作品展

17日(火)～31日(火)

●婦人会

※日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。